

令和3年度 第2回 静岡県私立学校審議会会議録（要旨）

日 時	令和4年3月14日（月） 午前10時00分から午前11時00分まで
場 所	私学会館5階大会議室（静岡市葵区追手町9-26） ※対面とオンライン併用による開催
出席者 職・氏名	<p>委 員 鈴木一雄（会長）、市川陽子 ※、大原眞実 ※、北脇保之 ※、坂野史子 ※、渋江かさね ※、十鳥ゆりか ※、白鳥三和子 ※、杉山誠一（第3部会長）、鈴木啓之 ※、高田学 ※、千葉一道（第2部会長）、仲田晃弘 ※、服部泰啓（第1部会長）</p> <p style="text-align: right;">※オンライン出席</p> <p>事務局 植田スポーツ・文化観光部長、吉良総合教育局長、奥山私学振興課長、植田課長代理、栗林指導班長、山田主査、長谷川主査、鈴木主任</p>
議 題	諮問事項等の審議について
配付資料	次第、委員名簿、座席表、議案

1 審議事項

(1) 認可事項

- 第1号議案 静岡英和女学院中学校の収容定員に係る学則変更認可について（中学校）
- 第2号議案 磐田東高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（高等学校）
- 第3号議案 浜松修学舎高等学校の看護科・看護専攻科の設置及び収容定員に係る学則変更認可について（高等学校）
- 第4号議案 沼津学園第一幼稚園の廃止認可について（幼稚園）
- 第5号議案 赤門幼稚園の廃止認可について（幼稚園）
- 第6号議案 静岡新美容専門学校（専修学校）の目的変更認可について（専修学校）

(2) 協議事項

- 1 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準の一部改正について
- 2 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について
- 3 私立専修学校設置認可等審査基準の一部改正について
- 4 私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について
- 5 日本語教育機関の私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

2 審議内容（要旨）

(1) 諮問事項

第1号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、2月24日に開催した私立学校審議会第1部会において審議したところ、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第2号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、2月24日に開催した私立学校審議会第1部会において審議したところ、認可は妥当と判断したことを報告した。

議案書を見る限り、変更後の教員数が基準ぎりぎりに見えるが、支障はないかとの質問があり、事務局から、現時点では確定していないため記載しておらずそのように見えてしまうが、同校では、教諭として採用するために、数年は講師として雇用しており、実際には一定数の講師を教諭として採用していくと聞いており、問題ないと考えている旨を回答した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第3号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、2月24日に開催した私立学校審議会第1部会において審議したところ、認可は妥当と判断したことを報告した。

看護専攻科の県内への設置は初めてとなるが、先日、文部科学省の現地調査を受け、設備・教員数など計画どおりに確保されていることを文部科学省に確認いただいたということでよいかとの確認があり、事務局より、そのとおりである旨を回答した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第4号議案及び第5号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第2部会としては、第4号議案及び第5号議案について、2月24日に開催した第2部会において審議したところ、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する園については、幼稚園の廃止を行う必要があることから、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第6号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第3部会としては、2月28日に開催した第3部会において審議したところ、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

(2) 協議事項

協議事項1及び協議事項2

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、協議事項1及び協議事項2について、2月24日に開催した第1部会で審議したところ、問題無しと判断したことを報告した。

協議の結果、審議会として、改正内容は妥当との結論を得た。

協議事項3

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第3部会としては、協議事項3について、2月28日に開催した第3部会で審議したところ、問題無しと判断したことを報告した。

協議の結果、審議会として、改正内容は妥当との結論を得た。

協議事項4及び協議事項5

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第3部会としては、協議事項4及び5について、2月28日に開催した第3部会で審議したところ、問題無しと判断したことを報告した。

施行時期について、令和4年4月下旬を予定とのことであるが、具体的にいつ施行になるか決定しているのか、との質問があり、事務局より、パブリックコメント終了後となるので、具体的日付は設定していないが、終了次第4月中には施行したいと考えている旨を回答した。

協議の結果、審議会として、改正内容は妥当との結論を得た。

議長が、全案件の審議が終了したことを報告し、閉会した。